

宍粟市立波賀中学校 いじめ防止基本方針

【策定方針】

- 波賀中学校の果たすべき役割を明確にし、家庭・地域・関係機関と連携して、いじめ問題に対応するための基本的な方向や具体的な取組内容を明示する。
- いじめ事案が発生した場合（通常時、重大事態発生時）の組織対応のあり方について整理する。（教育委員会と波賀中学校の連携や対応手順 等）

【内容について】

第1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条による。）

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向

- ① 波賀中学校は市および教育委員会と一体となっていじめ問題に取り組む。
※ 関係機関と連携しながら
- ② 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって子ども一人一人の人間的成長を促す。
- ③ 子ども自身が、自分を大切にするとともに、互いに相手を尊重して豊かな人間関係を築き、いじめのない明るい学校生活が送れるように努める。
- ④ 子どもの生活の基盤を担う学校、家庭、地域は、それぞれが果たすべき責務を自覚し、協働していじめ問題に取り組む。

（1）波賀中学校の果たすべき役割

ア 主体的に判断し行動できる子どもの育成

- ・子どもが達成感を得られるよう教育活動を推進していく。
- ・学校生活に適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。
- ※ 学活、生徒会等を通じて、いじめ防止活動やインターネット及びスマートフォン等の使用ルール等について考え、実行させていく。
- ・教職員が子ども一人一人について理解を深めるとともに、日常の望ましい生活態度の形成をはじめとして、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援するなど、発達支持的な生徒指導に努める。

イ 他者との心の結びつきを大切にする子どもの育成

- ・共生の視点に立ち返り、互いを思いやり、尊重しながら成長し合うことが大切であることを子どもに十分理解させ、自己有用感や規範意識の醸成に努める。
- ・教職員はゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重する心を育む教育を推進し、個性が尊重され、違いを認め合う学級経営を行うことや、障害のある子どもとの交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

ウ いじめの防止等の組織的な取組

- ・波賀中学校はそれぞれの実情に応じ、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定めた「宍粟市立波賀中学校 いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等に向け、教職員の対応能力の向上に努める。
- ・学校における教育相談体制を充実させ、いじめが疑われる情報があつた場合には、速やかに対応する。
- ・家庭や地域との連携により、登下校等の学校外における子どもの状況についても連携して見守り続けるなど、定期的な情報交換に努める。

エ いじめに関する正しい理解の普及啓発

- ・複雑化、多様化するいじめの現状やいじめ防止等に向けた取組の重要性について、教職員が共通理解した上で、子どもへの日常的な指導や保護者、地域への啓発に取り組む。（宍粟市対応マニュアル等を活用する。）

（２）家庭の果たすべき役割

ア 積極的に行動する子どもの育成

- ・家族の愛情の中で、他者との関わり方の基礎を身につけさせていく。
- ・一人一人の子どもの個性を尊重し、得意分野を豊かに伸ばし、積極的な生き方を身につけさせる家庭教育を進める。
- ・家族そろって地域行事等に積極的に参加することにより、幅広い人間関係を結ぶ力を育んでいく。

イ 他者を思いやり自他の生命を大切にすることの育成

- ・幼児期から親子の絆や信頼関係を深める。
- ・基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

ウ 子どもとの対話を大切にしたい親子関係づくり

- ・子どもが悩みを打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。
- ・我が子がいじめの被害にあつた場合は全力で守り、あるいは我が子がいじめに関わつた場合は、その要因や背景も聞きながら、相手の子どもの立場に立って、どうしていくべきかを我が子と共に考える姿勢を持つ。

エ いじめに関する正しい理解と環境づくり

- ・いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に与える影響について認識する。
- ・学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深める。
- ・インターネット及びスマートフォン等の使用について、家庭内でルールづくりを行い、子どもに実行させる。

（３）地域住民等の果たすべき役割

ア 地域における子どもを見守り育てる体制の充実

- ・子どものしつけや育ちに関する悩みを抱えて孤立しがちな保護者に寄り添い、不安や孤立感を和らげる活動に取り組む。
- ・学校教育の場に自身の経験や技能等を提供するなど、「地域の子どもは地域で守り育てる」という地域が本来持つ教育力を活性化する。

イ 地域社会の一員としての自覚と資質の育成

- ・子どもに対して、市民意識と社会の形成者としての資質を育成するという観点から、地域という学校外の人間関係の中での遊びや活動を通して、人間としての在り方・生き方を学ばせる。
- ・子どもの人間的成長を図るため、地域の大人が子どもの良さを積極的に認めるなど自己有用感を育んでいけるよう努める。

ウ 学校・家庭と関係団体等の連携推進

- ・いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、学校運営協議会、PTA、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ等の関係者による登下校等の見守り活動や情報提供等、学校、家庭と関係団体の連携を推進する。
- ・関係団体による子育て支援の活動についても、地域において充実させていく。

エ いじめに関する正しい理解の普及啓発

- ・学校、教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で多様ないじめの問題がもたらす影響について理解する。
- ・情報発信については、プライバシーの保護といった情報倫理について適切に対応していく。

<いじめの防止等に係る教職員、保護者、地域住民等の基本姿勢>

- [1] いじめはどこでも起こりうる問題であることを念頭に、日頃から子どもが発するサインを見逃さず、問題意識を持ち早期発見に努める。
- [2] いじめは絶対に許されない行為であるということを、きちんと子どもに伝えけるとともに、命や人権に関わる問題として受け止め、最後まで指導する。
- [3] いじめられたとき、いじめを見たときの対応の仕方を教える。
- ・ひとりで悩まずに、友達や教師、保護者等に相談すること。
 - ・いじめを見たときや知ったときは、知らないふりをしないこと。
 - ・いじめられている友達を見たときは、勇気を持って止めに入ること。
 - ・いじめを止めることができないときは、友だちや話しやすい教職員、大人に相談すること。
- [4] いじめられる側にも問題があるとの見方をせず、いじめられた子どもの気持ちを重視し、親身になって指導を行う。
- [5] 子どもたちの人間関係を先入観で捉えず、的確ないじめの実態把握に努め、根気強く継続的に対応する。
- [6] 周囲と連携して対応にあたる。
- 「全ての教職員で組織的に対応」「学校、家庭、地域、関係機関等の連携」

第2 いじめ防止等に関する波賀中学校の取組

…対応の流れについては「資料1 通常時の対応フロー」参照

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・波賀中学校は、国の基本方針、兵庫県いじめ防止基本方針（平成26年3月兵庫県。）及び市の基本方針の基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じていじめ防止等の基本的な方向や取組の内容を学校の基本方針として定める。

2 校内いじめ問題対策委員会の設置

- ・法第22条に基づき、校内いじめ問題対策委員会（以下「校内委員会」という。）を設置する。
- ※ いじめ問題への対応について意思決定を行い、すべての教職員が一致団結していじめ問題に取り組むため、総括的・指導的役割を果たす。
- ・学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導を行う。

【校内いじめ問題対策委員会の構成員】

- ・校長、教頭、生徒指導担当者、学級・学年担任（複数）、養護教諭、スクールカウンセラー等

【校内いじめ問題対策委員会の機能】

- ・学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
- ・いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- ・いじめに関する子ども、保護者、地域住民に対する意識啓発
- ・いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- ・いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの情報やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応
- ・いじめの防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善

3 いじめの未然防止

- ・いじめ問題の対応において、未然防止に取り組むことが最も重要であり、すべての教職員の協力体制の下で子どもに向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

（1）学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・教育活動全体を通じて、子ども一人一人の内面理解に基づき、すべての子どもが意欲的・主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。
 - 班活動を中心にした学習活動
 - 研究授業を通じた教師の力量向上への取組
- ・生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、望ましい集団活動を通してよりよい人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然と関わりを深める体験活動を充実させ豊かな心を育成する。
 - ふれあい子ども教室を通じた幼児との交流
 - トライやる・ウィークを通じた職業体験
 - 体育祭、文化祭などの学校行事
 - 異年齢交流を図る小中一貫教育
 - コミュニティスクールの推進

(2) いじめに対する正しい理解

- ・学級活動、学年または全校集会等のあらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを子どもと教職員が共有する。
- ・互いを思いやり他者を尊重できる心や、いじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
- ・いじめを受けている子どもやいじめについて訴え出た子どもは守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から子どもに伝える。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・自分自身に対する理解を深めるとともに、相手の気持ちを思いやる力を育む。
- ・相手を傷つけずに自分の考えを表現するなどのコミュニケーション能力を育成する。
- ・学級活動、生徒会活動等でいじめの防止等について主体的に活動を進める中から、集団の一員としての自覚を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。
- ・教職員の姿勢は子どもの重要な教育環境である。言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、配慮を要する子どもを中心に据えた教育活動を展開する。

(4) 子どもや学級の状況の把握

- ・人間関係、ストレス等に関する調査等を実施する。
- ・調査結果に対するスクールカウンセラーや外部の専門家の助言を参考にして具体的な指導計画を立てる。
- ・言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には面接するなど、早期に関わる。
- ・配慮が要する子どもの進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切に引継ぎを行う。

(5) 校内研修の充実

- ・市対応マニュアル等を活用し、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

(6) 家庭への支援

- ・いじめ防止等の意識について啓発に努める。
- ・相談を受け付ける体制の周知を図る。
- ・保護者と連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、行動の変化等について情報を得るなどして、保護者と共に子どもを見守っていく体制を充実させる。

4 早期発見・早期対応

- ・早期発見が早期解決につながるため、日頃から子どもの観察や信頼関係の構築に努める。
- ・いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど見えにくいものであることを踏まえ、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員間で共有し、繰り返しを確認する。
- ・保護者や地域と連携して情報収集する。

(1) 教職員の対応能力の向上

- ・教職員が人権感覚を磨き、子どもの言葉を受け止め、子どもの立場に立ち、子どもを守る姿勢が大切である。
- ・集団の中で配慮を要する子どもに気づき、心のサインを敏感に感じ取れるよう、共感的に子どもの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

○カウンセリングマインド研修の実施

(2) 日常的な実態把握のための取組

- ・ 日常的な観察や生活ノート等による情報収集を行う。
- ・ 目の届きにくい場所の点検をする。
- ・ チェックリストによる観察をする。
- ・ 教育相談を実施する。
- ・ 学期に1回以上のアンケート調査を実施する。
- ・ 得た情報を記録し、教職員間で共有する。

(3) 信頼関係の構築

- ・ 日常的に悩みや困り感について相談にのったり、カウンセリングや生活ノート指導を行ったりするなど、子ども、保護者が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。
- ・ 担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

(4) 相談しやすい環境づくり

- ・ 情報提供した子どもがいじめを受けることがないような配慮をする。
- ・ 子どものつらい気持ちや不安な気持ちを十分に理解し共感的に受け止める。
- ・ 可能な限り具体的な内容を聴き取り、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。
- ・ 保護者からの訴えについては、保護者の心情を十分に理解し、対応する。
- ・ 個人情報の取扱いに関する組織としてのルールづくりを行う。

(5) いじめへの組織的対応

- ・ いじめを受けた又はいじめを知らせた子どもの安全確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。
- ・ 校内組織での対応
- ※ 当事者双方、周囲の子どもから個々に事情を聞き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して子ども、保護者に対応する。
- ※ 事案に応じて、教育委員会、関係機関と連携する。
- ・ いじめ解消後もスクールカウンセラー等と連携した心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。
- ・ いじめを把握した場合、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会に報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、問題の解決にあたる。

(6) 子ども、保護者への対応

【いじめを受けている子ども及び保護者への支援】

- ・ いじめを受けている子どもを守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。
- ・ 保護者には、その日のうちに面談し、事実関係を伝える。
- ・ 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。
- ・ 子ども及び保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

【いじめを行っている子どもへの指導及び保護者への助言】

- ・ いじめを行っている子どもからは気持ちや状況を十分聴き取り、その背景に注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。
- ・ 保護者には早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の子ども、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について方針等を共有する。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないように加害側の子どもの心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。
- ・懲戒を加える際には、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるように留意する。

(7) 周囲の子どもへの指導

- ・学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。
- ・「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や「傍観者」としていじめに暗黙の了解を与えてしまう存在に注意を払い、いじめを許容しない雰囲気が集団全体に形成されるようにする。特にいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。

5 インターネットやソーシャルメディア等によるいじめへの対応

(1) 未然防止のための情報モラル教育の実施及び啓発活動

- ・保護者の責務について周知する。(青少年インターネット環境整備法、青少年愛護条例 等)
- ・インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等の関係機関と連携した指導、子どもや保護者への啓発に努める。
- ・未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、生徒会活動等において、スマートフォンや携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え、適切な利用を啓発していくなどの取組を進める。
- ・情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てる。
- ・保護者会でスマートフォンや携帯電話の使用に関する学校のルールを共有し、管理者である保護者と連携する。
- ・早期発見では、メールを見たときの表情やスマートフォンや携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携をする。

(2) 警察等の関係機関と連携した迅速な対応

- ・早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除、法律違反等への対応を迅速に図る。
- ・人権侵害や犯罪、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携し対応していく。

※ いじめ問題への対応については「資料1 通常時の対応フォロー」参照

第3 重大事態への対処

…対応の流れについては「資料2 緊急時（重大事態発生時）の対応フロー」参照

1 重大事態の意味（法第28条に規定）

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 教育委員会または学校による調査の実施

- (1) 重大事態が発生、または発生が疑われる場合、波賀中学校は直ちに教育委員会に相談・報告
- ・子どもが一定期間連続して欠席しているような場合については、本人及び保護者から丁寧に聴き取りを行うなど、慎重かつ迅速に対応する。
- (2) 教育委員会が調査期間を決定し、重大事態が発生した旨を市長に報告
- ・教育委員会が当該校と速やかに協議を行い、調査機関を決定するとともに、重大事態が発生した旨を市長に報告する。
- (3) 対策委員会等の調査期間が主体となり速やかに調査を実施
- ・上記（2）の協議において決定した対策委員会等の調査機関が主体となって、速やかに調査を実施する。

3 重大事態が起こった場合の当該校の対応

- ・子どもの安全確保（子どもの被害を最小限に抑える、同種の事態の発生防止）
- ・子どもの学習権を確保
- ・子どもの心のケア（スクールカウンセラー等の活用）
- ・調査組織への積極的に資料提供
- ・子どもや保護者への説明と、外部への情報発信・報道対応（教育委員会と連携し、正確で一貫した情報提供）
- ・再発防止策の実施

4 調査結果の提供及び報告

- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、調査より明らかになった事実関係等を、適時・適切に情報提供
- ・いじめを受けた子どもの又はその保護者の所見等を、調査結果の文書に添えて市長へ報告

5 再調査

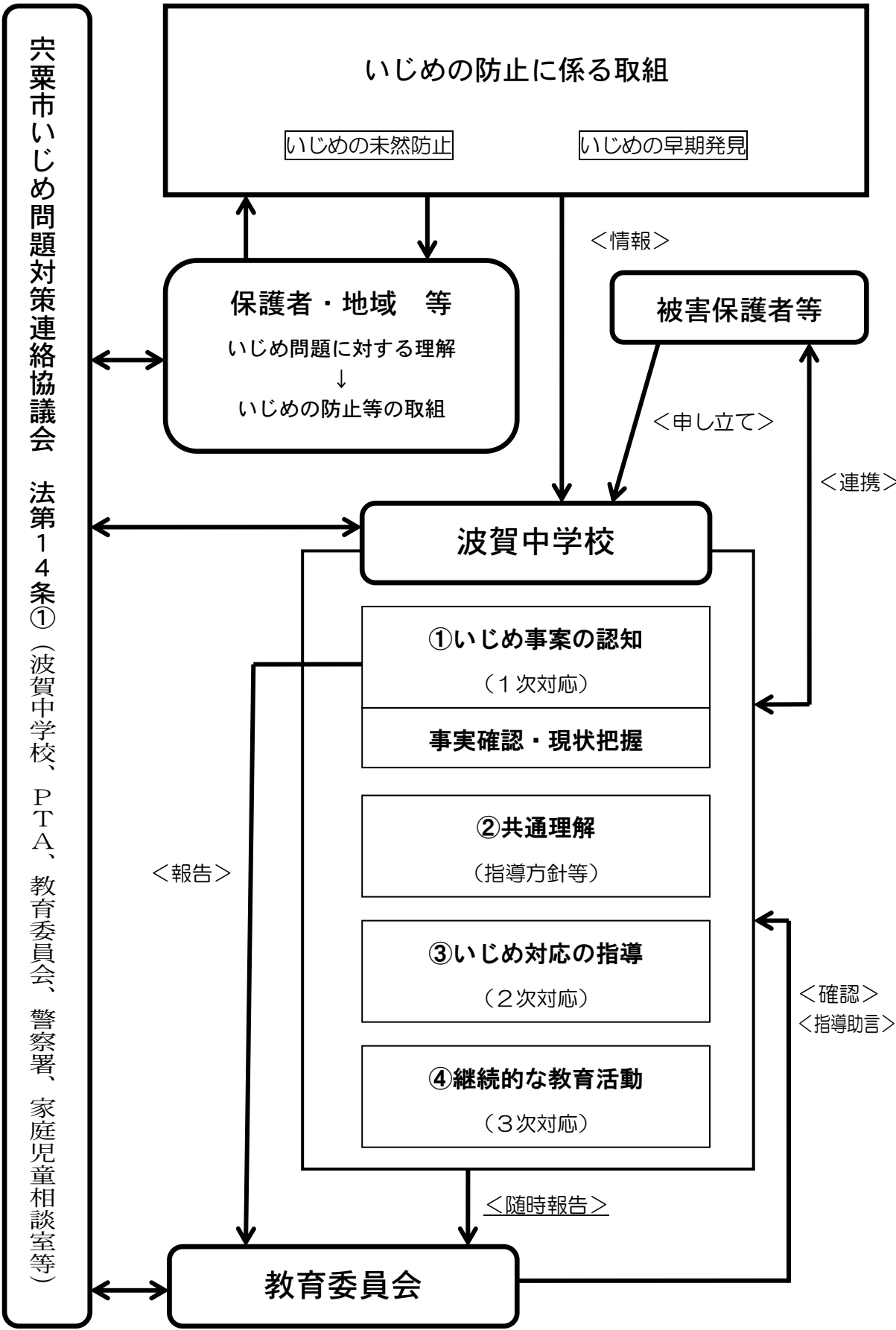
- ・報告を受けた市長が、再調査を受けることができる。（再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告）

6 再調査の結果を踏まえた対応

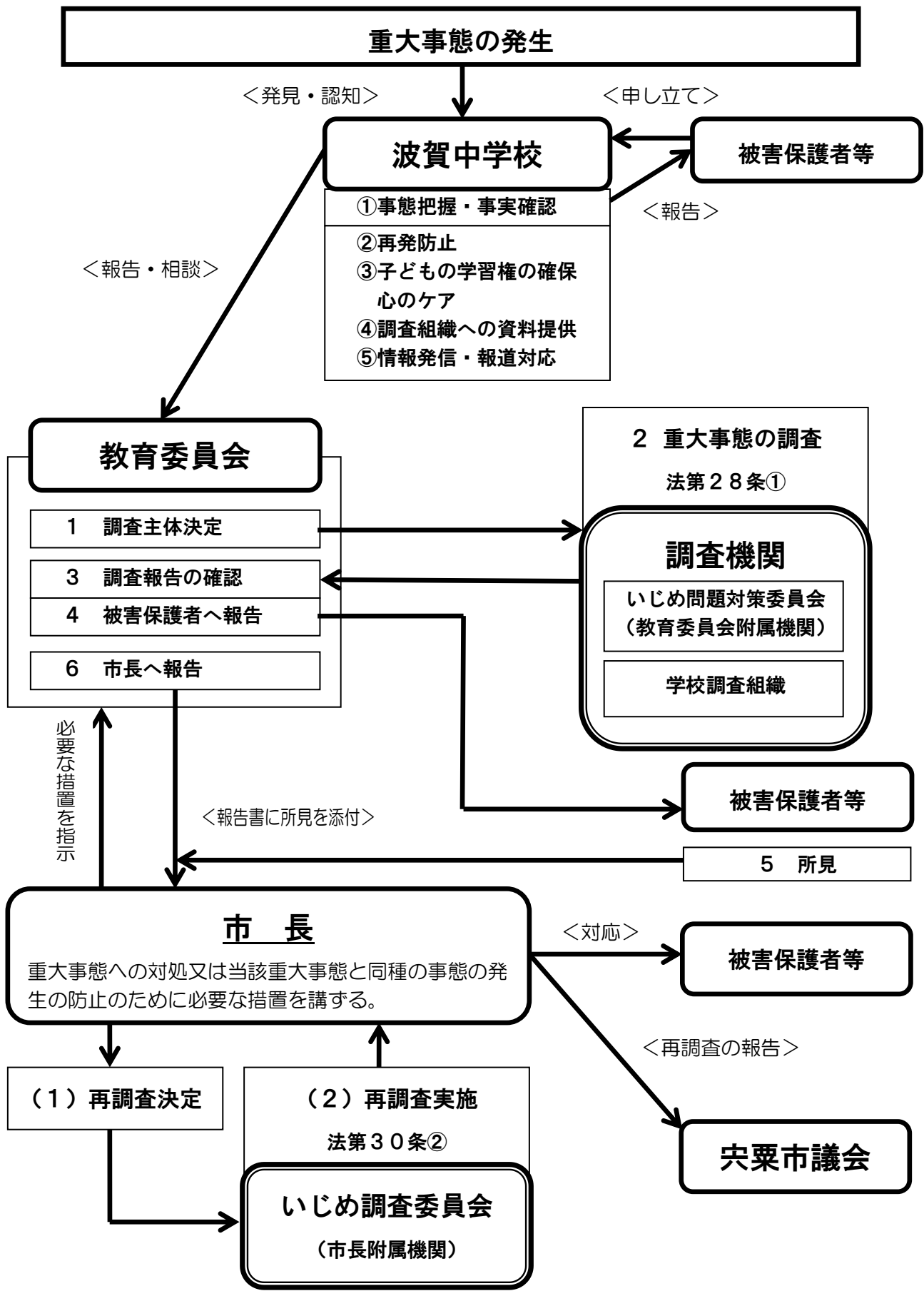
市長は、自らの権限及び責任において、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

※ 重大事態への対応については「資料2 緊急時の対応フォロー」参照

通常時の対応フロー



緊急時（重大事態発生時）の対応フロー



（宍粟市） いじめ防止等のために宍粟市が設置する組織

1 宍粟市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第14条第1項に基づき設置される関係機関の連携強化を図るための協議会

※ 学校、PTA、教育委員会、宍粟警察署、青少年育成センター、家庭児童相談室、その他関係者で構成される。

2 宍粟市いじめ問題対策委員会の設置

法第28条第1項に示される調査（重大事態の調査）に対応する教育委員会の附属機関

※ 法律、教育、心理等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性を確保。

3 宍粟市いじめ調査委員会の設置

法第30条第2項に示される調査（重大事態の再調査）に対応する市長の附属機関

※ 教育委員会から法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、その重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため必要があると認めるときは、調査委員会に諮問を行い、教育委員会又は学校の調査結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

※ 弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

（教育委員会） いじめ防止等のために教育委員会が実施する施策

1 いじめの未然防止

（1）学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育、体験活動を推進する。
- ・豊かな情操と道徳心を培う。
- ・人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚を育む教育を推進する。

（2）子どもの主体的な活動の推進

- ・子どもが主体的に考え、いじめ防止等に取り組んでいけるよう学校を支援する。

（3）教職員の資質能力の向上に向けた研修の実施

- ・いじめ問題に関する資料や生徒指導資料を活用した校内研修の実施を促進する。
- ・教職員に対する研修を実施する。
- ・スクールカウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修等の取組により、いじめ問題に関する対応能力の向上を図る。

（4）いじめの問題に関する啓発活動の実施

- ・啓発資料の配付や市対応マニュアル等の活用、インターネットを通じて行われるいじめに関する学習会の開催など、子ども、保護者、教職員、地域住民に対して啓発活動を行う。
- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談体制等についての理解を深める。

(5) 教職員が子どもと接する時間の確保

- ・教職員が子どもと向き合い、一人一人の状況や学習集団の様子を把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務作業や会議の効率化を進める。

(6) 家庭への支援

- ・いじめ問題に係る啓発活動や相談活動を通して、保護者が法に規定された責務等を踏まえ、子どもに規範意識等を養うための指導を適切に行えるよう支援する。

2 早期発見・早期対応

(1) 子どもへの定期的な調査等の実施

- ・子どもに対する定期的な調査やチェックリストによる観察を促進するなど、学校における調査等の充実を図る。

(2) いじめに関する通報及び相談を受け付けるための窓口の周知

- ・ひょうごっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰ホットライン」
- ・宍粟市青少年育成センター、家庭児童相談室（宍粟市福祉事務所内）

(3) スクールカウンセラー等との連携による相談体制整備

- ・県教育委員会が配置するスクールカウンセラーとの連携により、子どもや保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。
- ・集団に対する関わり方や保護者対応の在り方等については、学校巡回相談等の機会を通じて、教職員へ積極的に指導助言を行う。

(4) 問題解決への支援体制の整備

- ・「しろう学校サポートチーム」の設置
 - ・県の学校支援チーム（教員・警察官経験者・スクールソーシャルワーカー等）や教育相談窓口の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的に支援を行うとともに、市においても学校サポートチームを設置し、学校の問題解決に向けた取組を支援する。
- ※ 学校サポートチームは、教員、警察官経験者、福祉部担当者等で構成する。

(5) 宍粟市の学校における調査等の取組に対する支援

- ・いじめの実態把握等の各学校における組織的な取組状況を点検する。
- ・効果的な取組について情報提供・指導助言を行うなど、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。

3 インターネットやソーシャルメディア等によるいじめへの対応

(1) 体制の整備

- ・ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口、県警サイバー犯罪対策課等との連携
- ・インターネット上の書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等について専門的な助言や支援を行う相談窓口と連携し、インターネットを通じて行われるいじめ事案に対応する体制を整備する。

(2) 防止等の啓発

- ・インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、子ども、保護者、教職員等へ効果的に対処できるよう啓発する。
- ・特に保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

【青少年インターネット環境整備法】

- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。(第6条)
- 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。(第6条)

【兵庫県青少年愛護条例】

- 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。(第24条の2)
- 保護者は、青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提出しなければならない。(第24条の4)

4 連携の強化

(1) 波賀中学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。
- ・学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(2) 関係機関等との連携

※ 「民間団体との協力」を含む

- ・いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、教育委員会、宍粟警察署、こども家庭センター等の関係機関の連携強化を図るとともに、民間団体への支援体制を整備する。

(3) 学校間の連携協力の推進

- ・市内の保育所、幼稚園、小・中学校間の連携により、孤立しがちな子ども等の情報や、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。
- ・いじめを受けた子どもといじめを行った子どもが同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

5 特別な支援を必要とする生徒に対する配慮

- ・障がいのある子ども一人一人がいじめを受けることなく、充実した学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けることができるようにするため、次のような取組を進める。
- 子ども一人一人のニーズに応じた教育支援体制整備の推進
- 特別な支援を必要とする子どもの見守り体制の充実
- 特別支援コーディネーターの育成等による校内体制の充実
- 特別支援教育支援員配置等による学校支援
- 特別支援教育コーディネーター等を対象とした教員研修の実施